

「白井市学校給食共同調理場建替事業」の特定事業の選定について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条の規定に基づき、白井市学校給食共同調理場建替事業を特定事業として選定しましたので、同法第11条第1項の規定により、特定事業選定における客観的評価の結果について公表します。

平成28年7月13日

白井市長 伊澤 史夫

「白井市学校給食共同調理場建替事業」の 特定事業の選定について

第1 事業概要

1. 事業名称

白井市学校給食共同調理場建替事業（以下、「本事業」という。）

2. 事業に供される公共施設

学校給食共同調理場

3. 施設の管理者

白井市長 伊澤 史夫

4. 事業の目的

白井市（以下、「市」という。）においては、昭和54年に学校給食共同調理場が開設され、市内全小中学校で完全給食を実施している。現在、共同調理場から、小学校8校、中学校4校への給食提供を行っている。

また、平成6年には桜台小学校、桜台中学校の新設に伴いそれぞれに単独調理場が設置され、桜台小学校で417食、桜台中学校は292食を提供している。

共同調理場については、開設から37年が経過し施設や設備の老朽化が激しく、現在の学校給食衛生管理基準を満たしていない部分もある。

さらに、学校給食を取り巻く環境が変化する中、平成21年制定の学校給食衛生管理基準への対応、食物アレルギーへの対応、食育への取り組み等、様々な課題を抱えている。

本事業では、安全安心で豊かな学校給食を提供する必要性から、学校給食衛生管理基準に基づきHACCPの考え方を取り入れ、安全管理や衛生管理面に特に配慮し、さらに時代に合った食文化の継承や効果的な健康教育・食育等のニーズにも対応できる施設を整備し、安全でおいしい給食を提供するとともに、長期的な観点にたった給食の質を確保し、良好な施設の維持管理や整備運営コストの縮減を目指すことを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスの提供を実現するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業手法の導入を図るものである。

5. 事業の概要

事業者が主に行う業務は、以下のとおりである。具体的な事項については、入札説明書等において提示する。

(1) 施設概要

- ア 事業用地 : 白井市復 1323 番 15 他
- イ 敷地面積 : 約 7,580 m²
- ウ 供給能力 : 6,500 食/日 (1 献立方式)
- エ 供給対象校 : 市内の小・中学校
- オ 備考 : 食物アレルギー対応については、除去食及び代替食を基本とし、50 食/日とする。

(2) 施設整備業務

- ア 事前調査業務
- イ 各種許認可申請等業務及び関連業務
- ウ 設計業務
- エ 工事監理業務
- オ 建設業務
- カ 調理設備調達・搬入設置業務
- キ 調理備品調達・搬入設置業務
- ク 事務備品・食器・食缶等調達・搬入設置業務
- ケ 外構整備・植栽整備業務
- コ 配送車両調達業務
- サ 既存学校給食共同調理場の解体・撤去業務
- シ 完成検査及び引渡し業務
- ス その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 開業準備業務

- ア 開業準備計画書の作成
- イ 各種設備・備品等の試運転
- ウ 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- エ 開業準備期間中の施設の維持管理
- オ 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- カ 従業員等の研修
- キ 調理リハーサル
- ク 配送リハーサル
- ケ 試食会の開催支援
- コ 事業説明資料の作成
- サ DVD紹介資料の作成
- シ 開所式の支援
- ス その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(4) 維持管理業務

- ア 建物維持管理業務
- イ 建築設備維持管理業務
- ウ 調理設備維持管理業務
- エ 什器備品・食器・食缶等維持管理業務
- オ 植栽・外構維持管理業務
- カ 清掃業務
- キ 警備業務
- ク その他付帯施設に係わる維持管理業務
- ケ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(5) 運營業務

- ア 日常の検収支援業務
- イ 給食調理業務
- ウ 洗浄等業務
- エ 配送及び回収業務
- オ 配膳業務
- カ 廃棄物処理業務
- キ 衛生管理業務
- ク 配送車両維持管理業務
- ケ 献立作成・食材調達支援業務
- コ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

6. 事業方式

事業者が施設を整備し、市に施設の所有権を移転したのち、維持管理業務及び運營業務を実施するBT0方式 (Build Transfer Operate) とする。

7. 事業スケジュール

事業スケジュールは、以下のとおりとする。

実施内容	スケジュール
落札者の決定	平成 28 年 12 月
仮契約の締結	平成 29 年 2 月
事業契約の締結	平成 29 年 3 月
施設の設計・建設	事業契約締結日～平成 31 年 1 月末
開業準備	平成 31 年 2 月～平成 31 年 3 月末 (2 ヶ月間)
施設の維持管理・運営	平成 31 年 4 月～平成 46 年 7 月末 (15 年 4 ヶ月間)

第2 客観的な評価

1. 特定事業の選定基準

本事業をPFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること、及び市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できることの2点を基準に選定した。

2. 評価の方法

本事業を評価するにあたり、できる限り定量的に行うこととするが、公共サービスのうち定量化が困難なものを評価する場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行った。

(1) 定量的評価

市の財政負担見込額の算定にあたっては、本事業を実施する事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより定量的な評価を行った。

(2) 定性的評価

本事業をPFI事業として実施する場合における公共サービスの水準等について、定量化が困難なものは、定性的な評価を行った。

3. 定量的評価(財政負担額の縮減)

(1) 算定にあたっての前提条件

本事業において、市が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額を比較して定量的評価を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者からの提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

	市が自ら実施する場合	PFI事業により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	①施設整備業務に係る費用 ・ 設計費、工事監理費、施設整備費、設備・備品等調達費 等 ②開業準備業務に係る費用 ③維持管理業務に係る費用 ・ 保守点検費、修繕費、更新費 等 ④運営業務に係る費用 ・ 人件費、配送費、廃棄物処理費 等 ⑤地方債利子	①施設整備業務に係る費用 ・ 設計費、工事監理費、施設整備費、設備・備品等調達費 等 ②開業準備業務に係る費用 ③維持管理業務に係る費用 ・ 保守点検費、修繕費、更新費 等 ④運営業務に係る費用 ・ 人件費、配送費、廃棄物処理費 等 ⑤地方債利子 ⑥その他経費 ・ SPC 経費、割賦手数料等 ⑦公租公課
共通条件	①事業期間：平成29年3月～平成46年7月末 ②インフレ率*1：0% ③割引率*2：0.701%	
資金調達に関する事項	①交付金 ②地方債 ③一般財源	①出資金 ②市中借入 ・ 返済期間 15 年 ・ 固定金利（市中銀行からのプロジェクトファイナンスを想定） ③交付金 ④地方債 ⑤一般財源
積算方法	概略の施設基本計画を策定し、既存施設の実績及び類似施設の実績等に基づき算定	PFI事業の先行事例などを参考とし、性能・一括発注により、事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の効率性が実現するものとして算定

* 1：想定される将来的な物価上昇率であり、予測が困難なことから考慮しないこととする。

* 2：財政負担の見込み額の算定に当たっては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成25年9月20日閣議決定）」において、現在価値に換算して比較することが定められている。割引率とは、支出または歳入する時点が異なる金額について、将来の価値を現在の価値に換算するにあたって用いる換算率であり、長期国債利回りの過去10年間の平均値とする。

(2) 算定結果

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、PFI事業では性能発注や長期・一括発注することなどから、民間経営の創意工夫が発揮され、事業費の縮減が期待できるため、市が直接実施する財政負担額を100とし、PFI事業で実施した場合の指標は次のとおりとなった。

表 市の財政負担の比較（現在価値換算後）

	財政負担の比較（現在価値換算後）	
	市の財政負担額	指標
市が直接実施する場合	6,895,450 千円	100
PFI事業として実施する場合	6,339,463 千円	92

*市の財政負担額には、消費税及び地方消費税を含む。

4. 定性的評価(公共サービスの水準の向上)

本事業をPFI事業として実施することにより、以下に示すような定性的効果を期待することができる。

(1) 設計・建設の一括発注による効率的な施設整備

設計・建設を一括して発注することにより建設期間中におけるコストや工法、工期に関して事業者の保持するマネジメント能力が発揮され、効率的な施設整備を行うことが期待できる。

(2) 維持管理・運営を包括的に事業者委ねることによる事業の合理化・効率化

設計・建設・維持管理・運営までを包括的に事業者委ねることで、維持管理・運営を担う者の意向をふまえた施設整備が可能となり、事業の合理化や効率化が期待できる。

(3) 提案されたサービス水準の確保

事業者の行う業務が要求水準や提案内容を満たさない場合には、サービス対価の減額等のペナルティも考えられることから、事業者は確実な業務実施を目指すこととなり、事業期間を通じたサービス水準の確保が期待できる。

(4) 事業者のノウハウ蓄積によるサービスの向上

本事業は、長期にわたる契約であることから、事業者は各種業務におけるノウハウを蓄積することが可能となる。これにより業務の効率化が図られ、業務の品質やサービスの向上につながることを期待できる。

(5) 財政負担の平準化

PFI事業では、設計・建設費用について、従来では施設整備時に一般財源により一時金として支払っていた多額の支出を、民間資金を活用することにより事業期間を通じて平準化して支払うことが可能となる。

(6) 事業者が一部リスクを負担することによる顕在化の抑制・顕在時被害額の抑制

市が直接実施する場合に市が負担するリスクについて、本事業をPFI事業として実施することにより、市よりも事業者が効果的かつ効率的に管理できるリスクは事業者負担とすることで、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことができるため、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

5. 総合的評価

定量的評価及び定性的評価の結果から、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、約8%の縮減を見込むことができるほか、公共サービス水準の向上等を期待することができる。

このため、本事業をPFI事業として実施することが適当と評価する。